

日本乾溜工業株式会社

証券コード：1771



第85期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年12月21日（水曜日）
午前10時

場 所

福岡市東区馬出一丁目11番11号
当社本店三階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

議決権行使期限

2022年12月20日（火曜日）
午後5時30分まで

CONTENTS

- 第85期定時株主総会招集ご通知…………… 1
(添付書類)
- 事業報告 …………… 5
- 連結計算書類 …………… 24
- 計算書類 …………… 37
- 監査報告書 …………… 49
- 株主総会参考書類 …………… 55

お土産の配付中止について

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード 1771
2022年12月6日

福岡市東区馬出一丁目11番11号

日本乾溜工業株式会社

代表取締役
社 長 兼 田 智 仁

第85期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。

当日の出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年12月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧の上、上記の行使期限までに当社の指定するサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市東区馬出一丁目11番11号
当社本店三階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第85期（自2021年10月1日 至2022年9月30日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（自2021年10月1日 至2022年9月30日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kanryu.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

- ◆ご来場いただく場合はマスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒についてご協力をお願い申し上げます。
- ◆会場入口において、株主様には体調のご確認や検温にご協力をお願い申し上げます。
- ◆体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。
- ◆会場運営スタッフは、当日の体調を十分に確認した上で、全員マスクを着用して対応いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



開催日時

**2022年12月21日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットによる議決権行使



行使期限

2022年12月20日（火曜日）午後5時30分まで

パーソナルコンピュータやスマートフォンから当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及びパスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。

なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、次頁に記載のお問合せ先にご照会ください。

スマートフォンを
ご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。詳細は次頁をご覧ください。



郵送による議決権行使



行使期限

2022年12月20日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

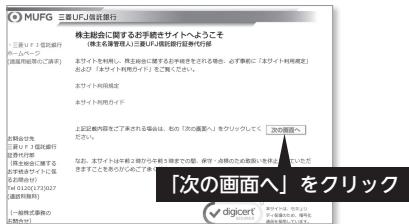
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

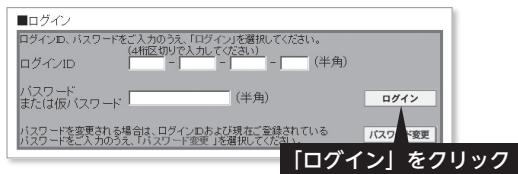
二次元コード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記二次元コードを利用してアクセスすることも可能です。



① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、
1回に限り「ログインID」「仮パスワード」
の入力が不要になりました。

「ログイン用二次元コード」
はこちら



議決権行使書副票（右側）

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、左記のご案内に従って
ログインしてください。

❗ 注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる
議決権行使についてのお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

通話料無料 受付時間 午前9時～午後9時

(添付書類)

事業報告 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ウクライナ情勢悪化による資源価格上昇等の景気の下振れリスクが生じており、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループが主力事業とする建設業界におきましては、建設資材価格の高騰や建設労働者不足による労務費の高止まり等も続いており、受注環境は依然として厳しい状況で推移したものの、社会インフラの老朽化等に伴う公共投資は高水準で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループでは、2023年9月期を最終年度とする3カ年の【第84～86期】中期経営計画の中間年度として、企業価値の向上に向けて取り組んでまいりました。

当社グループの連結業績につきましては、売上高は168億39百万円（前期比6.7%減、12億7百万円減）となりました。

利益面につきましては、原価管理や工事における工程管理を徹底しましたが、売上高、売上総利益率が低下し、営業利益は9億26百万円（前期比30.4%減、4億4百万円減）、経常利益は9億89百万円（同28.8%減、4億円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億23百万円（同64.8%減、5億95百万円減）となりました。

[建設事業]

建設事業における工事につきましては、スポーツ施設の防球ネットや高速道路のワイヤーロープ式防護柵等の大型工事が順次完成しましたが、完成工事高は前期を若干下回りました。

また、建設工事関連資材の販売につきましては、駅前シェルター等の景観資材等は増加しましたが、前期好調であった防護柵や土木資材、法面資材が減少したことから、商品売上高は前期並みとなりました。

以上の結果、建設事業の売上高は143億25百万円（前期比1.8%減、2億60百万円減）となりました。

なお、当社グループの建設事業の工事における当期の受注高・完成工事高及び次期繰越高は、下記のとおりであります。

（単位：百万円）

	前期繰越高	受注高	完成工事高	次期繰越高
2021年9月期	3,847	9,570	10,038	3,379
2022年9月期	3,379	9,741	9,812	3,308

〔防災安全事業〕

防災安全事業につきましては、前期好調であった備蓄用防災用品や新型コロナウイルス感染症対策品等の販売に関し、官公庁からの発注量が減少したことから売上高は前期を下回りました。

以上の結果、防災安全事業の売上高は20億99百万円（前期比29.3%減、8億69百万円減）となりました。

〔化学品事業〕

化学品事業につきましては、タイヤの製造過程で使用されるゴム加硫剤（不溶性硫黄）の販売は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により低調に推移しておりましたタイヤ需要に持ち直しが見られるものの、企業間競争の激化等により、売上高は前期を下回りました。

また、当社オリジナル製品である環境型自然土防草舗装材（製品名：雑草アタック）の売上高につきましては、前期並みとなりました。

以上の結果、化学品事業の売上高は4億14百万円（前期比15.8%減、77百万円減）となりました。

〔事業別売上高〕

区 分	前 期 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当 期 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		前 期 比 率 増 減 率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
建 設 事 業	14,585,643 ^{千円}	80.8%	14,325,043 ^{千円}	85.1%	△1.8%
防 災 安 全 事 業	2,968,583	16.5	2,099,460	12.5	△29.3
化 学 品 事 業	492,425	2.7	414,776	2.4	△15.8
合 計	18,046,652	100.0	16,839,280	100.0	△6.7

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資については、特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達については、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の活性化のバランスを慎重に図るとともに、ウクライナ情勢悪化の長期化等、依然として先行き不透明感が続くものと予想されますが、企業の設備投資の増加や物価高対策等の政策効果が景気の下支えとなり、個人消費を中心に、緩やかな回復が期待されます。

当社グループが主力事業とする建設業界におきましては、公共事業費予算については、「国民の安全・安心の確保」「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を中心に、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が進められており、各分野での一定の公共投資は見込めるものの、人件費や資材の高騰に加え、受注競争の激化など経営環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような経営環境の中、当社グループは、【第84～86期】中期経営計画の最終年度を迎えるにあたり、グループの企業価値を一層高めるため、新たにDXソリューション室と人材育成室を新設し、企業としての競争力の強化及び人材への投資を加速することで、成長分野での事業推進及び生産性の向上について、積極的に取り組んでまいります。

株主様をはじめお取引先様の更なるご支援が得られるよう、役職員一同、誠心誠意努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 82 期 2019年9月期	第 83 期 2020年9月期	第 84 期 2021年9月期	第 85 期 (当連結会計年度) 2022年9月期
売上高	13,656,998	14,409,783	18,046,652	16,839,280
経常利益	929,578	953,101	1,390,021	989,669
親会社株主に帰属する当期純利益	630,795	628,829	919,377	323,581
1株当たり当期純利益	121円98銭	121円59銭	179円23銭	61円03銭
総資産	9,992,307	12,312,333	12,735,015	13,104,511
純資産	6,306,198	6,870,739	7,721,350	7,968,946

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第85期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 3. 第84期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第83期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。
 4. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 82 期 2019年9月期	第 83 期 2020年9月期	第 84 期 2021年9月期	第 85 期 (当事業年度) 2022年9月期
売上高	13,199,372	13,609,286	14,977,811	13,995,174
経常利益	855,555	891,226	1,027,567	656,735
当期純利益	571,626	621,212	712,441	136,363
1株当たり当期純利益	110円24銭	120円08銭	138円18銭	23円88銭
総資産	9,755,505	11,246,925	11,824,492	11,890,097
純資産	6,165,449	6,730,004	7,372,397	7,441,239

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	出資比率(%)	主要な事業内容
佐賀安全産業株式会社	10,000	100.0	各種建設工事、建設資材の販売、 防災用品、産業安全衛生用品等の販売
株式会社旭友	25,000	100.0 (100.0)	同上
株式会社大邦興産	10,000	100.0	同上
株式会社ニチポー	50,000	100.0	地盤改良・法面保護工事、地質調査

(注) 出資比率の()は、間接所有の割合を内書きで示しております。

(7) 主要な事業内容(2022年9月30日現在)

当社グループは、当社及び子会社4社で構成され、主要な事業内容は次のとおりであります。

なお、当社は、建設業者として国土交通大臣より、特定建設業及び一般建設業の許可を受けて、建設業を営んでおります。

事業部門	主要な事業内容
建設事業	交通安全施設工事、法面工事、メンテ工事等の各種建設工事、 各種建設工事に関連する資材の販売
防災安全事業	防災用品の販売、産業安全衛生用品等の販売
化学品事業	不溶性硫黄の製造・販売、環境型自然土防草舗装材の製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場(2022年9月30日現在)

① 当社

本社 福岡市東区馬出一丁目11番11号

営業所 福岡営業部、北九州営業部、久留米営業部、佐賀支店、長崎支店、熊本支店、
鹿児島支店、宮崎支店、大分支店、北九州防災安全部、大分防災安全部、
木更津支店

工場 黒崎工場(北九州市)

- ② 佐賀安全産業株式会社
本 社 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1281番地14
- ③ 株式会社旭友
本 社 宮崎県宮崎市大字本郷北方字境田3041番地1
- ④ 株式会社大邦興産
本 社 熊本県熊本市東区戸島町920番地12
- ⑤ 株式会社ニチポー
本 社 福岡市博多区板付四丁目7番28号

(9) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
306名	3名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の期中平均雇用人員 (45名) は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男性	193名	3名増	46才 5か月	15年7か月
女性	46名	3名増	40才10か月	10年7か月
合計又は平均	239名	6名増	45才 5か月	14年7か月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の期中平均雇用人員 (28名) は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2022年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	560百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年9月22日開催の取締役会において、2022年12月1日を効力発生日として、当社が営む化学品事業のうち、不溶性硫黄事業を会社分割（簡易吸収分割）し、鶴見化学工業株式会社に承継させることを決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	18,000,000株
	第1回優先株式	2,000,000株
(2) 発行済株式総数	普通株式	5,102,000株
	(うち自己株式)	61,795株
(3) 期末株主数	第1回優先株式	2,000,000株
	普通株式	1,396名 (前期末比 23名増)
	第1回優先株式	1名 (前期末比 -名)

(4) 大株主の状況

株主名	持株数			合計株式 持株比率
	普通株式	第1回優先株式	合計株式	
株式会社FCP18	一千株	2,000千株	2,000千株	28.41%
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	290	—	290	4.12
株式会社福岡銀行	245	—	245	3.48
日鉄建材株式会社	220	—	220	3.12
株式会社西日本シティ銀行	191	—	191	2.71
株式会社にしけい	188	—	188	2.67
日本乾溜工業従業員持株会	147	—	147	2.09
大阪中小企業投資育成株式会社	134	—	134	1.90
JFE建材株式会社	123	—	123	1.75
神鋼建材工業株式会社	120	—	120	1.70

(注) 1. 合計株式持株比率は、自己株式(61,795株)を控除して計算しております。

2. 第1回優先株式につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、定款の定めにより、株主総会において議決権を有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年9月30日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
兼田 智仁	代表取締役社長	
大谷 友昭	専務取締役	経営管理本部長
今田 暢也	取締役	建設事業本部長
田吹 一茂	取締役	防災安全事業本部長
荒木 強	取締役	建設事業本部 副本部長・営業企画部長
春山 九州男	取締役	春山法律事務所代表弁護士 公益財団法人アクロス福岡理事
安藤 大輔	取締役	株式会社福岡キャピタルパートナーズ投資事業部長
大塚 道夫	監査役（常勤）	
熊谷 善昭	監査役	徳永・松崎・斉藤法律事務所マネージングパートナー弁護士 公益財団法人福岡労働衛生研究所理事
児玉 邦康	監査役	如水監査法人代表社員 有限責任事業組合如水コンサルティング代表社員 如水税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役春山九州男及び安藤大輔の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役熊谷善昭及び児玉邦康の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役春山九州男、監査役熊谷善昭及び監査役児玉邦康の3氏は、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役春山九州男及び監査役熊谷善昭の両氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役児玉邦康氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中の取締役及び監査役の異動
- (1) 新任
2021年12月21日開催の第84期定時株主総会において、安藤大輔氏は取締役に選任され、就任いたしました。
2022年4月27日開催の臨時株主総会において、兼田智仁氏は取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
2021年12月21日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、後藤信博氏は取締役に退任いたしました。
2022年4月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長の伊東幸夫氏は辞任により取締役に退任いたしました。

7. 当期末以降の取締役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
今田 暢也	取締役 建設事業本部長	常務取締役 建設事業本部長	2022年10月1日
荒木 強	取締役 建設事業本部 副本部長 営業企画部長	取締役 建設事業本部 副本部長 福岡ブロック長	

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全ての役員（取締役及び監査役）とし、保険料は全額当社が負担しております。被保険者が役員としての業務に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の額	
			固定報酬	賞与
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	108,850千円 (4,550千円)	90,500千円 (4,200千円)	18,350千円 (350千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,050千円 (6,250千円)	13,200千円 (6,000千円)	850千円 (250千円)
合計 (うち社外役員)	11名 (3名)	122,900千円 (10,800千円)	103,700千円 (10,200千円)	19,200千円 (600千円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、1995年12月21日開催の第58期定時株主総会において月額12,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

また、監査役の報酬限度額は、1995年12月21日開催の第58期定時株主総会において月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名、（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2021年12月21日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役、2022年4月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及びその支給額を含んでおり、無報酬の社外取締役が1名存在しているためであります。

3. 取締役会は、代表取締役社長（2022年4月27日までは伊東幸夫氏、同日以降は兼田智仁氏）に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	春山九州男	当期に開催された取締役会18回のうち16回に出席し、弁護士として企業法務に関する高度な専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行しており、社外取締役としての役割を果たしております。
取締役	安藤大輔	2021年12月21日の就任以降に開催された取締役会14回のうち11回に出席し、金融機関における豊富な知見と専門的な見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行しており、社外取締役としての役割を果たしております。

② 社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
監査役	熊谷善昭	当期に開催された取締役会18回全てに出席し、弁護士として企業法務に関する高度な専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会10回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	児玉邦康	当期に開催された取締役会18回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。また当期に開催された監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 重要な兼職先と当社の関係

- ・取締役春山九州男氏は、春山法律事務所の代表弁護士及び公益財団法人アクロス福岡理事を務められておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役安藤大輔氏は、株式会社福岡キャピタルパートナーズの投資事業部長であります。当社は同社との間で資本業務提携契約を締結しております。
- ・監査役熊谷善昭氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所のマネージングパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所に所属するその他の弁護士との間で、法律顧問契約を締結しておりますが、同氏との間には、過去から現在に至るまで、顧問契約、コンサルティング契約等は一切ありません。また、同氏は公益財団法人福岡労働衛生研究所理事を務められておりますが、兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

- ・ 監査役児玉邦康氏は、如水監査法人の代表社員、有限責任事業組合如水コンサルティング代表社員及び如水税理士法人代表社員を務められておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34,980千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	34,980千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は経営理念である『環境にやさしく安全な社会の創造に向けてあくなき挑戦を続ける。』のもと、法令、その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い社会に貢献するため、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定め、取締役はその遵守及び浸透を徹底する。

コンプライアンス体制の整備及び維持を図るため、コンプライアンス室を設けるとともに「内部通報規程」を設け、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制を構築する。

当社は、監査役会を設置し、各監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の状況の監督・監視を行う。

(2) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持するとともに閲覧対象者の制約を設ける。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクの把握と管理体制を構築するため「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

リスク管理に関する事項についてリスク管理委員会を設置し、月1回のリスク管理委員会を開催するほか、具体的な個別事案については、都度取締役会に報告する。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経

営方針及び経営戦略に関わる重要事項について取締役会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職制規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い社会に貢献するため、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定める。

コンプライアンス室を設け、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス室の担当者を直接の情報受領者とする内部者通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行う。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。

監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

また、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を設置し、各部署の日常的な業務状況の監査を実施するとともに監査役と連携し、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、毎月当社及び子会社の取締役による協議を開催し、子会社における重要な事象について報告を義務付ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける職務分掌、権限及び意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

(二) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。

子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室又はコンプライアンス室に報告するものとする。

監査室又はコンプライアンス室は直ちに監査役に報告を行うものとする。

また、当社グループは、当社グループの役職員が当社コンプライアンス・オフィサーに対し直接通報が可能なコンプライアンス通報窓口を設置する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役より監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者の任命を要請された場合については、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する場合は、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することで、取締役からの独立性を確保するものとし、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。

⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

⑨ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は業務執行に関する事項について、毎月1回開催される定例の取締役会にて当社監査役に報告するものとし、また、当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

さらに、当社は、社内報告体制に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

また、当社子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項及び法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。

⑩ 監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、当社監査役へ報告を行った者に対し、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社グループ会社の役職員に周知徹底する。

⑪ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用については、監査役の請求に応じてこれを支出する。

⑫ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

内部監査担当者は、監査役監査及び会計監査人の相互連携を実施するものとし、内部監査を実施する監査室が、内部監査結果を監査役に報告する。

また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査業務の遂行にあたり監査役が必要とする場合は、内部監査部門に対して調査を求めることができる。

会計監査人により行われる監査及び監査講評時に監査役及び内部監査担当者が同席し、意見・情報の交換を行う。

さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるものとする。

(3) **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社は、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」において、「社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わらない」ことを定め、また、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、そうした勢力による被害を防止することに努めるものとする。

(4) **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の構築・整備を推進する。

(5) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めており、当事業年度の主な運用状況は以下のとおりです。

- ① 取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決議し、経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を10回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するとともに、監査役は重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への順守について監査いたしました。
また、監査役は会計監査人及び監査室とも連携し定期的に会合するとともに、それぞれの監査情報の共有を行い監査の充実を図りました。
- ③ リスク管理委員会を12回開催し、報告されたリスクの情報共有に努めたほか、リスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。
- ④ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した内部監査計画に基づき関係会社を含めて内部監査及び内部統制評価を実施いたしました。
また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ⑤ 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、グループ会社の管理・支援の強化に取り組みました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載されている金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率の表示桁未満は、四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,088,914	流 動 負 債	4,472,087
現金及び預金	4,755,743	支払手形及び工事未払金等	3,332,098
受取手形及び完成工事未収入金等	3,717,217	1年以内返済予定長期借入金	115,200
電子記録債権	92,325	未払金	182,159
未成工事支出金	212,101	未払法人税等	64,552
商品及び製品	126,042	未成工事受入金	80,953
仕掛品	13,510	賞与引当金	244,319
原材料及び貯蔵品	12,363	役員賞与引当金	29,749
その他	161,557	株主優待引当金	4,600
貸倒引当金	△1,949	事業譲渡損失引当金	280,589
固定資産	4,015,596	その他	137,866
(有形固定資産)	(2,116,688)	固定負債	663,477
建物及び構築物	827,596	長期借入金	444,800
機械装置及び運搬具	87,290	リース債務	3,390
土地	1,173,022	退職給付に係る負債	124,244
リース資産	5,965	その他	91,042
その他	22,814	負債合計	5,135,564
(無形固定資産)	(1,023,222)	純資産の部	
のれん	731,861	株主資本	7,672,670
顧客関連資産	278,190	資本金	413,675
その他	13,171	資本剰余金	698,570
(投資その他の資産)	(875,685)	利益剰余金	6,570,457
投資有価証券	693,644	自己株式	△10,032
差入保証金	14,751	その他の包括利益累計額	296,275
繰延税金資産	139,760	その他有価証券評価差額金	321,209
その他	34,765	退職給付に係る調整累計額	△24,934
貸倒引当金	△7,235	純資産合計	7,968,946
資産合計	13,104,511	負債及び純資産合計	13,104,511

連結損益計算書

(自 2021年10月 1 日)
(至 2022年 9 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	9,812,792	16,839,280
完商製上成品	6,543,718	
製上原価	482,769	
売 上 原 価	6,914,932	13,242,968
完商製上成品	5,939,938	
製上原価	388,097	
売 上 総 利 益	2,897,860	3,596,311
完商製上成品	603,779	
製上原価	94,671	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,669,405
営 業 外 収 益 及 び 配 当 金 料 料 他		926,906
営 業 外 収 益 及 び 配 当 金	25,903	71,388
料 料 他	19,448	
受 取 取 手 の 用 手 の 利 数	11,395	
支 払 手 の 利 数	14,641	
経 常 利 益	6,192	8,625
特 別 利 益 及 び 配 当 金 料 料 他	2,060	
特 別 利 益 及 び 配 当 金 料 料 他	372	989,669
特 別 利 益 及 び 配 当 金 料 料 他	224	584
特 別 利 益 及 び 配 当 金 料 料 他	360	
特 別 利 益 及 び 配 当 金 料 料 他	280,589	392,133
特 別 利 益 及 び 配 当 金 料 料 他	111,543	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		598,120
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	359,050	274,538
法 人 税 等 調 整 額	△84,511	
当 期 純 利 益		323,581
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		323,581

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月 1 日)
(至 2022年 9 月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	413,675	698,570	6,323,358	△10,032	7,425,571
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△76,482	－	△76,482
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	323,581	－	323,581
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	247,099	－	247,099
当 期 末 残 高	413,675	698,570	6,570,457	△10,032	7,672,670

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	313,301	△17,522	295,778	7,721,350
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△76,482
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	323,581
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	7,908	△7,411	496	496
当 期 変 動 額 合 計	7,908	△7,411	496	247,595
当 期 末 残 高	321,209	△24,934	296,275	7,968,946

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結しております。

- | | |
|--------------|--------------------------------------------------|
| (1) 連結子会社の数 | 4社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 佐賀安全産業 株式会社
株式会社 旭友
株式会社 大邦興産
株式会社 二チボー |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|-------------|---------------|
| (イ) 未成工事支出金 | 個別法による原価法 |
| (ロ) 商品・原材料 | 移動平均法による原価法 |
| (ハ) 製品・仕掛品 | 総平均法による原価法 |
| (ニ) 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（主として9年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース）取引については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 事業譲渡損失引当金

事業の譲渡による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(イ) 工事契約

交通安全施設工事、法面工事、メンテ工事等の各種建設工事においては、主に工事契約を締結しております。

工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ロ) 商品及び製品の販売

各種建設工事に関連する資材の販売、防災用品や産業安全衛生用品等の販売、不溶性硫酸や環境型自然土防草舗装材の製造・販売を行っております。

これらの商品及び製品においては、商品及び製品の出荷から顧客が検収するまでの期間が短期間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積み、その見積期間に応じて均等償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会

計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約の収益における工事原価総額見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
完成工事高	6,409,652千円
上記の内、期末未成工事に係る金額	1,814,135千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約の収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づき算定されます。

工事原価総額の見積りは、個別の工事ごとに作成される実行予算書等を基礎としております。

②主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約の収益における工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する施工管理者による一定の仮定と判断を伴うものであります。

また、工事は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における工事契約の変更や工

期の変更、大規模自然災害の発生及び感染症のまん延による工事の中断や大幅な遅延等を原因とする材料費や労務費等の変動が生じる可能性があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定に記載した工事原価総額等の見積りは、工事の進捗に伴い見直しが行われることにより、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	258,667千円
土	地	437,395千円
投資有価証券		11,024千円
合	計	707,087千円

(2) 担保に係る債務

仕入債務	11,024千円	
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	560,000千円	
合	計	571,024千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,758,563千円

有形固定資産の減損損失累計額

14,981千円

【連結損益計算書に関する注記】

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要及び減損損失の金額

区分	場所	種類	金額
遊休資産	福岡県久留米市	建物及び構築物	9,245千円
		土地	86,262千円
	宮崎県宮崎市	建物及び構築物	5,736千円
		土地	10,300千円
合 計			111,543千円

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産について、事業計画の変更により遊休資産へ区分変更を行った結果、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(3) 回収可能価額の算定方法

不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により算定しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	発行済株式総数
普通株式	5,102,000株
第1回優先株式	2,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	60,482	12	2021年9月30日	2021年12月22日
	第1回 優先株式	利益剰余金	16,000	8	2021年9月30日	2021年12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	70,562	14	2022年9月30日	2022年12月22日
	第1回 優先株式	利益剰余金	16,000	8	2022年9月30日	2022年12月22日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な金融商品等に限定し、銀行からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程及び営業債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金、設備投資資金及び関係会社株式取得資金であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額21,612千円）は、「其他有価証券」には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び完成工事未収入金等、電子記録債権、支払手形及び工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他の有価証券	672,032	672,032	-
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	(560,000)	(560,000)	-

（注）負債で計上しているものは、（ ）で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	672,032	—	—	672,032

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	560,000	—	560,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	建設事業	防災安全事業	化学品事業	計
一時点で移転される財又はサービス	7,935,973	2,078,878	414,776	10,429,628
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	6,389,070	20,581	—	6,409,652
顧客との契約から生じる収益	14,325,043	2,099,460	414,776	16,839,280
外部顧客への売上高	14,325,043	2,099,460	414,776	16,839,280

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,379円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 61円03銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率の表示桁未満は、四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,222,371	流動負債	3,900,465
現金及び預金	3,634,359	支払手形	1,444,219
受取手形	821,806	工事未払金	583,537
電子記録債権	49,098	買掛金	928,043
完成工事未収入金	1,114,570	1年以内返済予定長期借入金	115,200
売掛金	1,209,263	リース債務	2,575
未成工事支出金	173,614	未払金	173,066
商用品	112,656	未払法人税等	25,619
製品	13,126	未払費用	56,108
原材料	8,330	未成工事受入金	58,925
仕掛品	13,510	賞与引当金	175,000
貯蔵品	3,961	役員賞与引当金	19,200
その他	68,073	株主優待引当金	4,600
固定資産	4,667,725	事業譲渡損失引当金	280,589
(有形固定資産)	(1,991,850)	その他	33,780
建物	764,298	固定負債	548,392
構築物	39,318	長期借入金	444,800
機械装置	61,496	リース債務	3,390
車両運搬具	2,971	退職給付引当金	86,456
工具器具備品	20,953	資産除去債務	13,745
土地	1,096,847	負債合計	4,448,858
リース資産	5,965	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(11,557)	株主資本	7,119,337
電話加入権	10,648	資本金	413,675
その他	908	資本剰余金	698,570
(投資その他の資産)	(2,664,318)	資本準備金	500,000
投資有価証券	682,269	その他資本剰余金	198,570
関係会社株式	1,833,396	利益剰余金	6,017,124
長期前払費用	4,060	その他利益剰余金	6,017,124
差入保証金	10,847	繰越利益剰余金	6,017,124
破産更生債権等	3,665	自己株式	△10,032
繰延税金資産	113,603	評価・換算差額等	321,901
その他	23,710	その他有価証券評価差額金	321,901
貸倒引当金	△7,235	純資産合計	7,441,239
資産合計	11,890,097	負債及び純資産合計	11,890,097

損益計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売	上	高	事	高				
	完	成	工	事	高	6,651,145		
	商	品	売	上	高	6,852,156		
	製	原	売	上	高	491,873		13,995,174
売	上	原	価					
	完	成	工	事	原	5,110,916		
	商	品	売	上	原	5,893,020		
	製	品	売	上	原	388,097		11,392,035
売	上	総	利	益				
	完	成	事	総	利	1,540,229		
	商	品	上	総	利	959,135		
	製	品	上	総	利	103,775		2,603,139
販	費	及	一	般	管			2,016,477
売	営	業	業	利	理			586,662
営	業	外	収	益	及			
	受	取	取	及	び	25,291		
	受	取	取	賃	手	21,284		
	受	取	取	の	用	16,793		
	受	取	取	の	用	15,222		78,592
営	業	外	費	利	息			
	支	支	払	手	の	6,192		
	支	支	払	の	の	2,006		
	支	支	払	の	の	320		8,519
経	常	利	益	益				656,735
特	別	利	益	利	益			
	固	定	資	産	売	224		
	投	資	有	価	証	360		584
特	別	損	失	引	当			
	事	業	譲	渡	損	280,589		
	減	損	引	引	引	111,543		392,133
税	引	前	当	期	純			265,186
法	人	税	住	民	税	200,585		
法	人	税	等	調	整	△71,762		128,822
当	期	純	利	益	額			136,363

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月 1日)
(至 2022年 9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	413,675	500,000	198,570	5,957,243	△10,032	7,059,456
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△76,482	－	△76,482
当 期 純 利 益	－	－	－	136,363	－	136,363
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	59,881	－	59,881
当 期 末 残 高	413,675	500,000	198,570	6,017,124	△10,032	7,119,337

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	312,941	312,941	7,372,397
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△76,482
当 期 純 利 益	－	－	136,363
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	8,960	8,960	8,960
当 期 変 動 額 合 計	8,960	8,960	68,841
当 期 末 残 高	321,901	321,901	7,441,239

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 未成工事支出金……………個別法による原価法

② 商品・原材料……………移動平均法による原価法

③ 製品・仕掛品……………総平均法による原価法

④ 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース）取引については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 事業譲渡損失引当金

事業の譲渡による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(1) 工事契約

交通安全施設工事、法面工事、メンテ工事等の各種建設工事においては、主に工事契約を締結しております。

工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわた

り収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 商品及び製品の販売

各種建設工事に関連する資材の販売、防災用品や産業安全衛生用品等の販売、不溶性硫黄や環境型自然土防草舗装材の製造・販売を行っております。

これらの商品及び製品においては、商品及び製品の出荷から顧客が検収するまでの期間が短期間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収する

ことが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約の収益における工事原価総額見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
完成工事高	3,706,201千円
上記の内、期末未成工事に係る金額	1,038,507千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表【会計上の見積りに関する注記】 一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約の収益における工事原価総額見積り」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	258,667千円
土地	437,395千円
投資有価証券	11,024千円
関係会社株式	1,797,284千円
合計	2,504,372千円

(2) 担保に係る債務

仕入債務	11,024千円
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	560,000千円
合計	571,024千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,577,435千円

有形固定資産の減損損失累計額

14,981千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	128,718千円
短期金銭債務	124千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	702,434千円
仕入高	78,247千円
営業取引以外の取引による取引高	21,636千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要及び減損損失の金額

区分	場所	種類	金額
遊休資産	福岡県久留米市	建物	8,969千円
		構築物	276千円
		土地	86,262千円
	宮崎県宮崎市	建物及び構築物	5,626千円
		構築物	109千円
		土地	10,300千円
合計			111,543千円

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産について、事業計画の変更により遊休資産へ区分変更を行った結果、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(3) 回収可能価額の算定方法

不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により算定しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	61,795	—	—	61,795

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,203千円
賞与引当金	53,305千円
退職給付引当金	26,334千円
事業譲渡損失引当金	85,467千円
投資有価証券評価損	44,867千円
減損損	33,976千円
その他	48,265千円
繰延税金資産小計	294,420千円
評価性引当額	△85,706千円
繰延税金資産合計	208,713千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△92,843千円
その他	△2,266千円
繰延税金負債合計	△95,110千円
繰延税金資産(負債)の純額	113,603千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
子会社	佐賀安全産業(株)	所有 直接 100.0%	工事の請負 商品の販売 製品の販売 工事の外注 事務の受託 倉庫の賃貸 機器の賃貸 諸経費の立替	工事の請負(注1)	164,016	完成工事未収入金	3,404
				商品の販売(注1)	82,207	売掛金	18,057
				製品の販売(注1)	8,978	受取手形	3,800
				工事の外注(注2)	4,746	—	—
				事務の受託(注3)	1,440	—	—
				倉庫の賃貸(注3)	600	—	—
				機器の賃貸(注3)	78	—	—
子会社	(株)旭友	所有 間接 100.0%	工事の請負 商品の販売 工事の外注 機器の賃貸	工事の請負(注1)	227	—	—
				商品の販売(注1)	166,177	売掛金	73,669
				工事の外注(注2)	25,377	—	—
				機器の賃貸(注3)	1,119	—	—
子会社	(株)大邦興産	所有 直接 100.0%	商品の販売 製品の販売 商品の仕入 工事の外注 事務の受託 事務所の賃貸 機器の賃貸 諸経費の立替	工事の請負(注1)	100	—	—
				商品の販売(注1)	275,425	売掛金	499
				製品の販売(注1)	125	受取手形	26,971
				工事の外注(注2)	45,270	—	—
				商品の仕入(注2)	473	その他流動負債	124
				事務の受託(注3)	3,252		
				事務所の賃貸(注3)	14,160		
				機器の賃貸(注3)	41		
子会社	(株)ニチポー	所有 直接 100.0%	商品の販売 機器の購入 役員の兼務	工事の請負(注1)	870	完成工事未収入金	957
				商品の販売(注1)	4,306	売掛金	309
				工事の外注(注2)	2,380	—	—
				業務の受託(注3)	945	その他流動資産	1,050

取引条件及び取引決定方針等

- (注1) 佐賀安全産業(株)、(株)旭友、(株)大邦興産及び(株)ニチポーへの売上については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- (注2) 佐賀安全産業(株)、(株)旭友及び(株)大邦興産からの仕入については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- (注3) 事務受託に係る手数料、事務所・倉庫・機器の賃貸及び機器の購入については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上、決定しております。
- (注4) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 4.会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,274円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 23円88銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率の表示桁未満は、四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

日本乾溜工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 祐二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本乾溜工業株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本乾溜工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

日本乾溜工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 祐二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小竹 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本乾溜工業株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

日本乾溜工業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 大塚 道夫

監査役 熊谷 善昭

監査役 児玉 邦康

(注) 監査役 熊谷善昭及び監査役 児玉邦康は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しており、安定的な経営基盤の確保に努め、株主配当につきましても、安定的に継続することを基本方針としております。

第85期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び財務状況並びに株主の皆様への利益配分等を総合的に勘案し、普通株式の普通配当を1株当たり14円00銭の配当といたしたいと存じます。

なお、第1回優先株式につきましては、発行要領の定めに従い1株当たり8円00銭の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株式の種類	1株当たり金額	配当金の総額
当社普通株式	14円00銭	70,562,870円
当社第1回優先株式	8円00銭	16,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
1	かねだともひと 兼 田 智 仁 (1955年4月18日生) 再 任	1979年4月 丸紅株式会社入社 2001年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社入社 2010年4月 同社執行役員 2013年4月 同社取締役兼常務執行役員 2015年4月 同社CSO（経営企画・人事総務本部長） 兼常務執行役員 2016年4月 同社代表取締役副社長 2017年4月 同社代表取締役社長 2020年4月 同社代表取締役会長 2021年4月 同社相談役 2022年1月 当社入社顧問 2022年4月 当社代表取締役社長（現任） 現在に至る	600株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>兼田智仁氏は、丸紅株式会社並びに伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において、国内外で豊富な実務経験と知見を積み、2013年4月からは伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の取締役として、CSO、代表取締役社長等を歴任しております。</p> <p>2022年4月からは当社の代表取締役社長を務めており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
2	おお たに とも あき 大谷友昭 (1960年12月2日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1984年 4月 株式会社福岡銀行入行 2010年 4月 同行融資部部长 2011年 4月 同行本店営業部コーポレート営業第三部長 2013年 4月 同行融資統括部長 2015年 4月 同行パブリックソリューション部長 2016年 4月 株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行） 取締役常務執行役員 2018年 4月 ふくぎん保証株式会社代表取締役社長 2018年11月 当社入社顧問 2018年12月 当社専務取締役管理本部長 2019年 7月 当社専務取締役経営管理本部長（現任） 現在に至る	1,900株
(取締役候補者とした理由) 大谷友昭氏は、長年にわたり株式会社福岡銀行において銀行業務に従事するなど、地場大手企業で培った豊富な経験と見識を有していること、また2018年12月の取締役就任以来、管理部門を牽引してきた実績と経営全般に関する豊富な経験と知見を有することから当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
3	いま だ のぶ や 今田暢也 (1962年3月15日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1982年 4月 当社入社 1993年 6月 当社佐世保出張所長 2004年12月 当社長崎支店長 2012年12月 当社執行役員長崎支店長 2013年10月 当社執行役員技術工事統括部長 2015年12月 当社取締役技術工事統括部長 2017年10月 当社取締役建設事業部工事統括部長 2019年 6月 当社取締役建設事業部工事統括部担当 2020年10月 当社取締役（広域工事部管掌） 2021年10月 当社取締役建設事業本部長 2022年10月 当社常務取締役建設事業本部長（現任） 現在に至る	5,700株
(取締役候補者とした理由) 今田暢也氏は、長年にわたり主力である建設事業に従事し、2012年12月からは執行役員、また、2015年12月からは取締役に務めており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
4	<p>たぶさかずしげ 田吹一茂 (1962年6月26日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年 4月 当社入社 2005年 6月 当社総務企画部副部長 2005年 10月 当社営業推進部副部長・防災関連推進担当室長 2006年 10月 当社防災安全部副部長 2012年 4月 当社北九州防災安全部長 2015年 12月 当社執行役員防災安全事業部長・防災安全推進部長・北九州防災安全部長 2016年 12月 当社取締役防災安全事業部長・防災安全推進部長 2021年 4月 当社取締役防災安全推進部長（営業本部管掌） 2021年 10月 当社取締役防災安全事業本部長（現任） 現在に至る</p>	3,600株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>田吹一茂氏は、防災安全事業部門に従事し、2015年12月からは執行役員及び同事業部門の責任者を、また2016年12月からは取締役を務めており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
5	<p>あらかきつよし 荒木強 (1967年3月25日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年 4月 株式会社金剛建機（現金剛株式会社）入社 1994年 10月 当社入社 2010年 7月 当社熊本支店長 2016年 10月 当社福岡本社営業部長 2017年 8月 当社執行役員営業統括部長・建設事業部長 2017年 12月 当社取締役建設事業部営業統括部長・福岡ブロック長 2019年 1月 当社取締役建設事業部営業統括部長 2021年 10月 当社取締役建設事業本部長・営業企画部長 2022年 10月 当社取締役建設事業本部長・福岡ブロック長（現任） 現在に至る</p>	3,300株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>荒木強氏は、長年にわたり主力である建設事業の営業を担当し、2017年8月からは執行役員、同年12月からは取締役を務めており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
6	<p>はる やま く す お 春 山 九州男 (1944年9月13日生)</p> <p>再 任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1973年 4月 福岡県弁護士会登録 1974年 4月 春山法律事務所開設代表弁護士（現任） 1992年 4月 福岡県弁護士会副会長 2000年 4月 福岡県弁護士会会長 2001年 4月 日本弁護士連合会副会長 2002年 4月 福岡県弁護士会常議員会議長 2003年 6月 ふくおか債権回収株式会社取締役 2012年 4月 公益財団法人アクロス福岡理事（現任） 2018年 12月 当社社外取締役（現任） 現在に至る</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要) 春山九州男氏は、企業法務におけるコンプライアンスの分野を専門とする弁護士であることから、豊富な経験と高い専門的な知見を有しており、また、過去にふくおか債権回収株式会社において同社の取締役として経営に関与していることから、社外取締役として当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと期待しております。また、同氏は、当社取締役としてその職責を適切に果たされており、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>	一株
7	<p>あん どう だい すけ 安 藤 大 輔 (1977年12月12日生)</p> <p>再 任</p> <p>社外取締役</p>	<p>2000年 4月 株式会社福岡銀行入行 2018年 10月 同行産業金融部部長代理 2021年 10月 株式会社福岡キャピタルパートナーズ投資事業部長（現任） 2021年 10月 当社社外取締役（現任） 現在に至る</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要) 安藤大輔氏は、株式会社福岡銀行においてファイナンス業務及びコンサルティング業務等に従事後、現在は地域経済の活性化を目的に設立された地域特化型のファンド運営会社である株式会社福岡キャピタルパートナーズの投資事業部長として、企業投資及び企業投資先の経営支援等に携わっており、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、これまでに培った豊富な経験と専門的な見識を当社の経営管理及び経営戦略の立案・実行体制の更なる強化に活かしていただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 春山九州男、安藤大輔の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 春山九州男氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 安藤大輔氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、春山九州男、安藤大輔の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423

条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりであります。取締役候補者が選任され、就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、春山九州男氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

大塚道夫氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
まえ しま けん ごと 前 島 顕 吾 (1965年9月29日生)	1988年 4月 株式会社福岡銀行入行 2011年 4月 同行大善寺支店支店長 2019年 4月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 監査部副部長 2022年 10月 当社入社顧問 (現任) 現在に至る	一株
(監査役候補者とした理由) 前島顕吾氏は、長年にわたり株式会社福岡銀行において銀行業務に従事し、また2015年から7年間にわたり、監査部に所属し監査業務に関する豊富な経験と知見を有することから、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと期待し、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりであります。監査役候補者が選任され、就任した場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通 株式数
いけださおり 池田早織 (1983年6月8日生)	2010年12月 福岡県弁護士会登録 2011年1月 徳永・松崎・斉藤法律事務所入所 2017年10月 西南学院大学非常勤講師 2021年4月 徳永・松崎・斉藤法律事務所パートナー弁護士 (現任) 現在に至る	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 池田早織氏は、企業法務におけるコンプライアンスの分野を専門とする弁護士であることから、高い専門的な知見を有しており、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと期待し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠の監査役候補者 池田早織氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、同氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は、同法律事務所にも所属するその他の弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。
2. 池田早織氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、池田早織氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は古賀早織氏であります。
3. 当社は、本議案が原案どおり承認され、また、池田早織氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりであります。同氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は補欠の社外監査役候補者池田早織氏が監査役に就任した場合には、同氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役7名（うち社外取締役2名）及び監査役3名に対し、役員賞与として、支給総額19,200,000円（取締役分18,350,000円（うち社外取締役分350,000円）、監査役分850,000円）を支給することといたしたいと存じます。

本議案は、当事業年度の業績、各取締役の実績等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図



会 場

当社本店三階会議室
福岡市東区馬出一丁目11番11号
TEL (092) 632-1050

交通のご案内

J R

鹿児島本線吉塚駅より徒歩約7分

地下鉄

箱崎線馬出九大病院前駅
3番出口より徒歩約1分

西鉄バス

警察本部前バス停より徒歩約2分

(お願い)

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



UD FONT